

令和7年度 宇多津町空き家改修補助制度

宇多津町では、本町への定住を促進するため、空き家の改修工事及び家財道具の処分に係る経費の一部を補助します。

★補助対象者

- ① 空き家バンク物件所有者 又は
- ② 空き家バンク物件利用者と、この補助金の交付を申請した日において、補助対象物件の売買契約日又は賃貸契約日から1年を経過していない方（賃貸の場合は所有者の同意を得た場合に限る。）
 - ・宇多津町の町税を滞納していない
 - ・過去にこの補助金の交付を受けたことがない（同一世帯員を含む。）
 - ・暴力団員等でない
 - ・3親等内の親族間での空き家の売買又は賃貸借する場合は除きます。

★補助対象住宅

- ① 空き家バンクに登録されている空き家 又は
- ② 空き家バンクに登録されていた空き家であった住宅
 - ※①②ともにアパート、マンション等は対象外です
 - ・申請年度内（4月～翌年2月）に改修等の完了が見込まれる住宅
 - ・現に空き家バンクに登録されている住宅は補助金交付後、空き家バンクに3年間登録可能なもの
 - ・この補助金を過去に受けたことがない住宅

★補助事業の内容

- ・次に該当するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
 - ① 空き家の改修工事（台所、浴室、トイレ、洗面所、内装、屋根ふき替え、外壁など改修工事）
 - ② 家財道具の処分
 - ※ 以下の事業は対象外となります。
 - ・外構、車庫、倉庫等の改修工事
 - ・住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及び設置工事
 - ・庭木の剪定及び除草等
 - ・その他町長が不適当と認めた工事等
 - ※ 国、県、本町等の他の制度による補助金を受ける場合は、その補助金の対象経費を補助対象事業費から控除します。

★補助金額

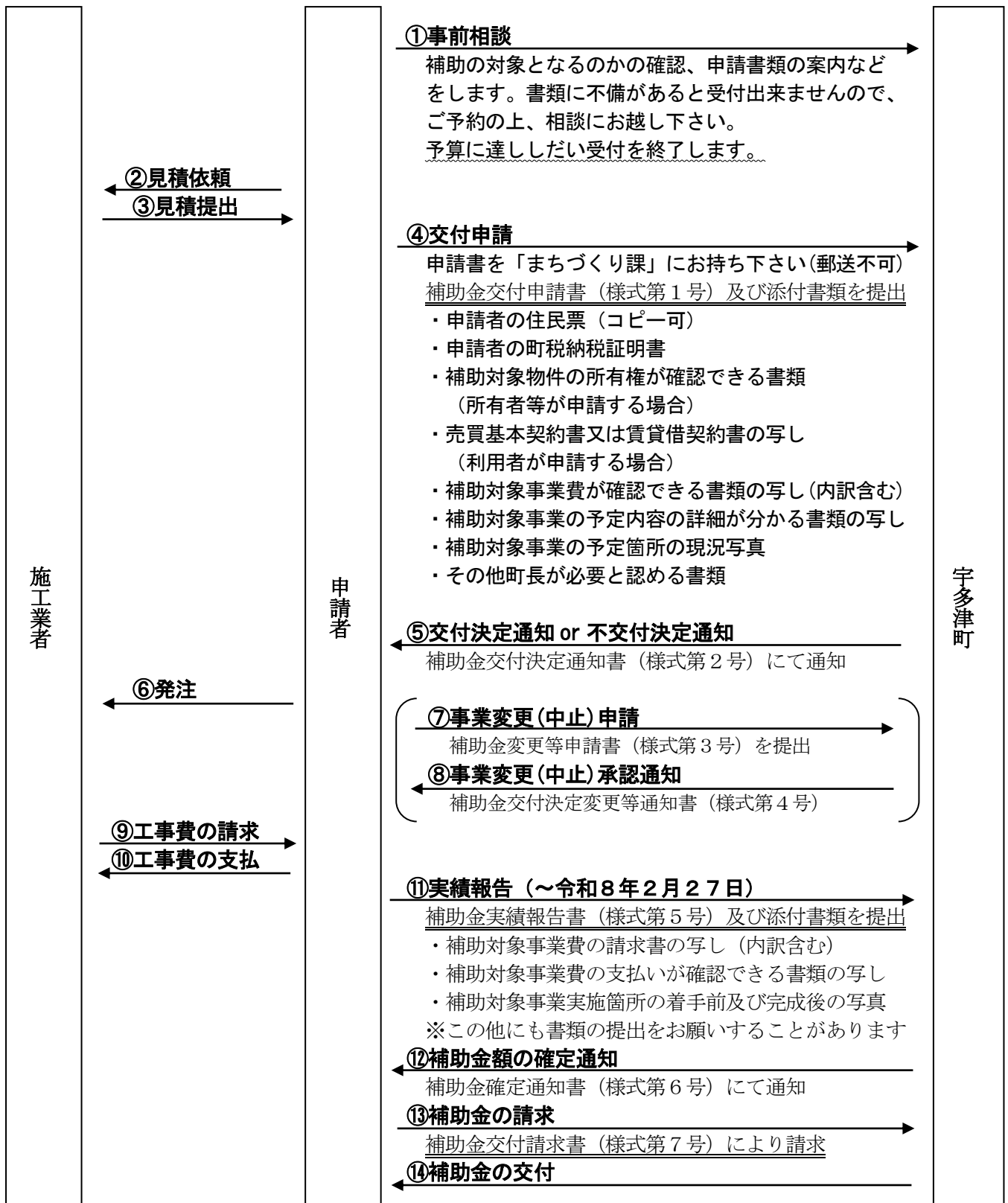
- ・工事等に要する金額の2分の1を補助します（千円未満の端数切捨て）
 - ① 空き家の改修工事 限度額 100万円（※）
 - ② 家財道具の処分 限度額 10万円（※）
 - ※「宇多津町空き家改修等補助金交付要綱」では、空き家の改修工事1件につき上限50万円、家財道具の処分1件につき上限5万円ですが、この上限額に対応する額を超える場合は、「香川県空き家改修等補助金交付要綱」の規定に基づき、空き家の改修工事1件につき上限100万円、家財道具の処分1件につき上限10万円となります。
- ・予算がなくなりしだい終了します。

補助要件の確認及び申請書類のご案内のため、事前のお問い合わせをお願いします。（下記連絡先）事業内容や様式はホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

お問い合わせ 宇多津町まちづくり課（町役場2階）

電話：0877-49-8009

Eメール：machi@town.utazu.kagawa.jp



※必要に応じて空き家の現況・工事現場等を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

【ご注意ください】

偽りその他不正な行為があったとき、補助金の交付を受けた日から3年以内に補助対象物件の取壊しを行ったとき、補助対象物件を3年以内に自己都合により空き家バンクの登録から取り下げたとき、補助対象事業の遂行ができないときは、宇多津町移住促進・空き家改修等補助金交付要綱の規定に基づき、その全額または一部を返還していただくことがあります。